

## 第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成 26 年		平成 25 年		前 年 比		
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員	
<b>総 数</b>	<b>2,561</b>	<b>2,518</b>	<b>2,493</b>	<b>2,465</b>	<b>68</b>	<b>53</b>	
ダフヤ行為(第2条)	13	12	11	17	2	△5	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,940	1,891	1,994	1,958	△54	△67
	うち)盗撮	(617)	(603)	(633)	(622)	(△16)	(△19)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	8	9	7	3	1	6	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為等(第7条)	599	605	481	487	118	118	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	1	1	-	-	1	1	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 26 年	平成 25 年	前 年 比
ストーカー行為等に係る相談	2,204	1,466	738
警告書の交付(第4条)	492	300	192
禁止命令(第5条)	5	15	△10
仮の命令(第6条)	-	-	-
援助の実施(第7条)	269	139	130
送致 { ストーカー行為違反(第13条)	104	34	70
	禁止命令違反(第14条)	2	4

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 26 年	平成 25 年	前 年 比
配偶者の暴力行為に係る相談	4,107	2,821	1,286
接近禁止・退去命令(第10条)	25 (24)	14 (12)	11
接近禁止(第10条1項1号)	77 (72)	71 (64)	6
退去命令(第10条1項2号)	1	-	1
援助の実施(第8条の2)	2,508	1,510	998
送致 { 保護命令違反(第29条)	2	4	△2

注 ( ) 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課